

グループホーム大銀杏地域連携推進会議設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年省令第172号)」に基づき社会福祉法人親心会が運営するグループホーム大銀杏に設置する地域連携推進会議(以下「推進会議」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(地域連携推進会議の設置目的)

第2条 社会福祉法人親心会が運営するグループホーム大銀杏の活動状況を推進会議に報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることにより、地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上の確保を図ることを目的として設置する。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる選出単位から選出される者をもって構成し、社会福祉法人親心会理事長(以下「理事長」という。)が任命する。

- (1) 理事長
- (2) 利用者の代表
- (3) 地域住民の代表
- (4) 安芸太田町の職員
- (5) 安芸太田町社会福祉協議会の職員
- (6) グループホーム大銀杏統括
- (7) グループホーム大銀杏管理者
- (8) グループホーム大銀杏サービス管理責任者

(委員の選出方法)

第4条 前条に掲げる各委員は、各々の選出単位ごとに定める選出方法に基づき選出する。また、選出単位において改選があった場合、改選後速やかに理事長に連絡するものとする。

(委員の任期)

第5条 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進会議)

第5条 推進会議は、理事長が招集する。

2 推進会議の議長は、理事長が掌る。

4 推進会議の議長は、会議における議事の参考に供するために必要と認める場合は、利害関係を有する者等を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

5 推進会議は、定例会議を概ね1年に1回以上開催する。ただし、定例会議のほか、理事長が必要と認めた場合は、臨時会議を随時開催するものとする。

6 推進会議は、概ね1年に1回、委員による施設見学を実施するものとする。

(推進会議の議題)

第6条 推進会議の議題は、次に掲げる内容とする。

- (1) 各事業所における活動状況の報告
- (2) 推進会議による評価
- (3) 推進会議からの必要な要望及び助言等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項
(会議の通知等)

第7条 理事長は、各委員に対し書面送付等により会議を開催する旨の通知を行うものとする。

2 前項の通知には、開催日及び第6条に規定する議題の内容等を記載するものとする。
(記録の作成及び公表)

第8条 理事長は、推進会議の結果に関して第6条に定める議題についての記録を作成・整備するとともに、当該記録を公表するものとする。

(守秘義務)

第9条 推進会議の委員は、職務上知り得た利用者やその家族の事情及び秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、推進会議に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年12月25日から施行する。